

令和5年5月9日

保護者の皆様

多摩市立西落合小学校
校長 池田 泰章

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

新年度より、児童及び教職員にマスクの着用を求めないことを基本としつつ、手洗いや換気等の基本的な感染症対策を継続しながら、教育活動を実施しております。

現在、市内小・中学校での感染状況は落ち着いており、5類感染症への移行を踏まえ、感染が落ち着いている平時には、手洗いや換気等の基本的な感染症対策を継続し、感染流行時には一時的に活動場面に応じた対策を講じるなど、感染状況に応じた対応を行ってまいります。

市内小・中学校においては、文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023.5.8～）」に基づき、5月8日以降、5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について、下記の対応を基本といたします。

記

1 基本的な考え方

- (1) 感染が落ち着いている平時においては、換気や手洗いといった日常的な対応を基本といたします。
- (2) 感染流行時には、平時の感染症対策に加え、一時的に活動場面に応じた対策を講じます。

2 平時の感染症対策

- (1) 家庭との連携による児童の健康状態の把握
 - ・教室での通常健康観察を丁寧に行います。
 - ・発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合は、無理をせずに自宅で休養してください。なお、その場合は出席停止扱いではなく、病気による欠席扱いとなります。
- (2) 適切な換気の確保
 - ・可能な限り常時換気を行い、難しい場合は、30分に1回以上、数分間程度行います。
 - ・エアコンを使用する場合にも、換気いたします。
- (3) 手洗い等の手指衛生
 - ・登校時や外から教室等に入る時、トイレの後、給食の前後など、こまめに手を洗わせます。
 - ・手指用の消毒液は、流水での手洗いができない際に、補助的に用います。
- (4) 咳エチケットの指導
 - ・咳やくしゃみをする際は、ティッシュ・ハンカチや袖、肘の内側などで口や鼻を押さえるようにさせます。
- (5) マスクの取扱い
 - ・マスクの着用を求めないことを基本といたします。
- (6) 給食等の食事をする場面
 - ・食事の前後に手洗いをするとともに、給食中は飛沫を飛ばさないよう注意します。

- ・児童等が配膳を行う際は、衛生上の配慮から給食の白衣やマスクの着用などを行います。
 - ・喫食時は、食事のマナーとして、口に食べ物が入った状態で会話をしないよう注意します。
- (7) 清掃
- ・児童等による清掃活動により、清潔な空間を保ちます。
- (8) 抵抗力を高めること
- ・「十分な睡眠」「適度な運動」「バランスの取れた食事」を心掛けるようにお願いします。

3 感染流行時の対策

(1) 各教科等

- ①活動場面に応じて、一時的に次の措置を講じます。
- ・教職員がマスクを着用したり、児童に着用を促したりします。
 - ・「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えます。
 - ・児童間で、触れ合わない程度の身体的距離を確保します。
- ②感染リスクが比較的高い学習活動
- ・対面形式となるグループワーク等
 - ・グループで行う調理実習
 - ・一斉に大きな声で話す活動
 - ・組み合ったり接触したりする運動
 - ・グループで行う実験や観察
 - ・共同制作等の表現や鑑賞の活動
 - ・合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の演奏

(2) その他の活動

- ①学校行事（儀式的行事、体育的行事や文化的行事、遠足・集団宿泊的行事等の企画・実施）においても、一時的に対策を講じるとともに、実施内容や方法を工夫し、児童や保護者等の理解と協力が得られるよう、丁寧な説明・情報発信を行います。

4 その他

(1) 児童の感染が判明した場合

- ・学校保健法に基づく「出席停止」の措置を講じます。
- ・児童の出席停止の期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」とします。
- ・登校に際して、学校に陰性証明等を提出する必要はありません。
- ・5月8日以降、濃厚接触者の特定が行われないことから、感染が確認されていない児童については、通常登校となり、出席停止の対象とはなりません。

(2) 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合

- ・合理的な理由があると判断できれば、指導要録上、欠席とはいたしません。

(3) 学校内で感染が広がった場合

- ・校内で感染が広がっている可能性に対し、必要な範囲、期間において臨時休業いたします。
- ・学級閉鎖の期間としては、5日程度（土日、祝日を含む）を目安に、感染状況や児童等への影響等を踏まえ、判断いたします。
- ・閉鎖期間終了後は、自動的に学級閉鎖は解除いたします。

【問い合わせ先】

多摩市立西落合小学校
副校長 森田 真好
電話 042-374-0574
042-374-0593